清須市子ども会連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、清須市子ども会連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局を清須市教育委員会事務局教育部スポーツ課に置く。

(目的)

第3条 協議会は、清須市内に住んでいる児童及び生徒を会員とし、いつも仲良 く、楽しい遊びや勉強、奉仕活動などを通して、強く明るく、世の中に役立つ子どもになる よう努力することを目的とする。

(組織)

- 第4条 協議会は、清須市子ども会ボランティア(以下「ボランティア」という。)
 - 、清須市の各地区子ども会育成会(以下「地区育成会」という。)及びジュニアリーダークラブをもって組織する。
- 2 ボランティアは、清須市の子どもの健全な育成を支援するため、目的に賛同する有志をもって組織する。
- 3 地区育成会の区分は、西枇杷島地区、清洲地区、新川地区及び春日地区とする。 (役員)
- 第5条 この会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 3名
 - (6) ジュニアリーダー育成部長 1名
 - (7) 理事 若干名

(役員の選出)

- 第6条 会長は、ボランティア又は地区育成会の中から選出し、役員会の承認を得るものとする。
- 2 理事は、ボランティア及び地区育成会の中から選出する。ただし、必要が生じた場合、会

長の委嘱により若干名の理事を選出できる。

- 3 副会長、書記、会計及び監事は、理事の中から会長が指名し、役員会の承認を得るものとする。
- 4 ジュニアリーダー育成部長は、ボランティア及び地区育成会の中から選出し、役員会の承認を得るものとする。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した順序に職務を代 行する。
- 3 書記は、協議会の事務を処理する。
- 4 会計は、協議会の会計を処理する。又、区分の為、特別会計を設ける。
- 5 理事は、担当部門の連絡及び調整を行い、その意思を代表し、会務を審議する。
- 6 監事は、会計の監査を行う。
- 7 ジュニアリーダー育成部長は、ジュニアリーダーを育成する。

(顧問及び常任顧問)

第8条 協議会に会長の指名により顧問及び常任顧問を置くことができる。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで職務を行う。
- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第10条 総会は年1回とし、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時に開催する事ができる。
- 2 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業の計画及び報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) その他協議会の運営上の重要事務に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に定める役員及び顧問、常任顧問をもって構成し、必要に応じて

開催する。

- 2 役員会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 役員会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 役員の選出に関すること。
 - (2) 会則の改廃に関すること。
 - (3) 主催事業の企画、運営に関すること。
 - (4) その他協議会の運営上必要と認められる事務に関すること。
- 4 役員会は、役員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、書面をもって他の理事に委任した者は出席とみなす。
- 5 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところに よる。

(実行委員会の設置)

- 第12条 協議会の事業を推進するため、必要に応じて実行委員会を設置することができる。
- 2 実行委員会の設置、構成、任務及びその他必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

(経費)

- 第13条 協議会の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。
 - (1) 会費
 - (2) 市補助金
 - (3) 委託金
 - (4) 事業収入
 - (5) 寄附金
 - (6) その他の収入

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第15条 本会則の施行に必要な事項及び特に定めのないものは、役員会において別にこれを 定める。

附則

- この会則は、平成20年3月15日から施行する。
- この会則は、平成22年3月13日から施行する。

この会則は、平成26年3月19日から施行する。 この会則は、平成28年3月11日から施行する。

別表(第4条関係)

